

富山県請負工事成績評定評価委員会設置要領

耕 第 72 号
企 用 第 119 号
検 第 4 号
平成 16 年 4 月 1 日
農 林 水 産 部 長
土 木 部 長
出 納 事 務 局 長

（趣 旨）

第1 本要領は、富山県請負工事成績通知要領に定める工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定める。

（委員会の事務）

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）工事成績通知要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答に係る事項
- （2）工事成績評定の通知に係る事項
- （3）その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の組織）

第3 委員会は、別表に掲げる職員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要に応じて工事成績評定者等から説明を求めることができる。

（委員会の招集）

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

（委員会の庶務）

第5 委員会の庶務は、関係機関において処理する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

1) 説明請求に対する工事成績評定評価委員会

農林水産部

区 分	事業主管課が監督する工事	出先機関が監督する工事
委員長	事業主管課長	出先機関の長
副委員長	事業主管課主幹又は委員長が指名する者	次長（技術）又は委員長が指名する者
委 員	農村整備課主幹 事業主管課課長補佐 検査室課長（工事検査担当） その他委員長が指名する者	次長（事務） 管理検査課長 当該工事担当課長 その他委員長が指名する者

管理検査課を設けない出先機関にあっては、所長が命ずる職員をもって構成する。

土木部

区 分	事業主管課が監督する工事	出先機関等が監督する工事	
委員長	事業主管課長	出先機関の長	土木センター土木事務所長
副委員長	事業主管課主幹又は委員長が指名する者	次長（技術）又は委員長が指名する者	所長代理（技術）又は委員長が指名する者
委 員	建設技術企画課主幹 事業主管課課長補佐 検査室課長（工事検査担当） その他委員長が指名する者	次長（事務） 管理検査課長 当該工事担当課長 その他委員長が指名する者	所長代理（事務） 土木センター管理検査課長 当該工事担当課長 その他委員長が指名する者

管理検査課を設けない出先機関にあっては、所長が命ずる職員をもって構成する。

2) 再説明請求に対する工事成績評定評価委員会

区 分	農林水産部	土木部
委員長	次長（技術）	次長（技術）
副委員長	農村整備課長	建設技術企画課長
委 員	農林水産企画課長 事業主管課長 検査室次長（技術） 当該工事担当農林振興センター所長 その他委員長が指名する者	管理課長 事業主管課長 検査室次長（技術） 当該工事担当土木センター所長又は、土木事務所長 その他委員長が指名する者

富山県請負工事成績評定要領及び同通知要領の運用について

事 務 連 絡
平成28年3月25日

関係各課長

殿

関係出先機関の長

農 林 水 産 部 長
土 木 部 長
出 納 局 長

富山県請負工事成績評定要領及び同通知要領の運用について

このことについて、下記のとおり運用することしたので通知します。これに伴い、平成24年10月17日付け事務連絡「富山県請負工事成績評定要領及び同通知要領の運用について」は廃止します。

記

1. 富山県請負工事成績通知要領第3に定める工事成績評定結果は、原則として、完成検査日の翌日から起算して10日後（富山県の休日定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）に通知することとする。
2. 前項の運用が適当でない工事成績評定結果の通知については次の要領で行う。
 - (1) 工事期間中に発生した工事関係者事故、重大な損害を与えた公衆災害や法令違反等に対する処分が、前項の通知日までに確定しない場合は、処分が確定するまで通知は行わず、確定後速やかに通知するものとする。なお、通知日は当該受注者に対する処分が確定した日とする。
 - (2) 「軽易な修補」の扱いとなった工事（富山県建設工事検査監察要領第9条第4項に定める）の場合は、「修補工事完了確認の日」の翌日から起算して10日後（富山県の休日定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）に通知するものとする。
3. 富山県工事成績評定要領第9に基づく評定の修正は、次の要領で行うものとする。
 - (1) 評定の修正は、工事成績評定評価委員会において審議のうえ行う。
 - (2) 上記で修正した評定は、別紙参考様式「工事成績修正通知書」により受注者に通知する。なお、修正通知日は上記委員会の開催日とする。
 - (3) 評定の修正後、速やかに事業管理システムに登録された工事成績評定点を訂正することとするが、当初の工事成績通知日は修正しない。
 - (4) 工事成績修正通知後の受注者からの説明請求に対する対応については、富山県請負工事成績通知要領に準じる。

事故が発生した工事の成績評定の運用について

事務連絡
平成27年3月12日

関係各課長

殿

関係出先機関の長

農林水産部長
土木部長
出納局長

事故が発生した工事の成績評定の運用について

工事中に事故が発生した場合の工事については、以下のとおり評定するものとする。

なお、平成25年3月8日付け事務連絡「事故が発生した工事の成績評定の運用について」は廃止する。

1. 第一次評定者

工事関係者事故又は公衆災害が発生した場合は、「Ⅱ施工状況、Ⅲ安全対策」の「05. 工事期間を通じて、工事関係者事故及び公衆災害が発生しなかった。」の項目（必須評価対象項目）を、事故の程度に係わらずチェックしないこととする。

1-5

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目		（第一次評定者）				
2	細別	a	b	c	d	e
		配点：+5	配点：+2.5	配点：0	配点：-5	配点：-10
Ⅲ 安全対策	共通	☐ 安全対策が適切である。	☐ 安全対策がほぼ適切である。	☐ 他の事項に該当しない。	☐ 安全対策がやや不適切である。	☐ 安全対策が不適切である。
	評価対象項目（赤字は必須評価対象項目）	01. 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 02. 安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施した記録が整備されている。（※ 施工プロ 53） 03. 安全パトロール、巡視、安全ミーティング（KYK）等を実施し、記録が整備されている。（※ 施工プロ 54） 04. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。（※ 施工プロ 55） 05. 工事期間を通じて、工事関係者事故及び公衆災害が発生しなかった。 06. 過積載防止に積極的に取り組んでいる。（※ 施工プロ 56） 07. 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて定期的に実施している。（※ 施工プロ59, 60）			01. 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば ・ d	01. 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば ・ e

ただし、以下の場合には事故の発生と見なさないこととする。（第二次評定者においても同様とする。）

- 受注者の現場管理に問題が無く、明らかに被災者の原因による事故又はもらい事故。
（ただし、同様な事故の再発を防止する対策について検討するよう受注者を指導されたい。）
- 工事関係者の通勤途上等における交通事故。
- 受注者が引渡しを受ける前の、工事用資材運搬中の事故。
（ただし、現場発生材の搬出や、施工計画書に運搬計画を記載すべき資材等の輸送作業中の事故は事故の発生と見なす。）

2. 第二次評定者

①「安全対策」の評定

「安全対策」は、労働安全衛生活動など工期全体に渡る安全活動を総合的に判断し評価するものである。

従って、事故が発生した場合は、死傷者の有無にかかわらず、事故の程度や発生原因を考慮したうえで、受注者の安全管理について評価するものとする。

ただし、工事関係者事故、公衆災害にかかわらず本庁指名委員会による口頭注意以上の処分があった場合は「d」評価以下を原則とする。

(参考) 対外的な説明責任を考慮し、処分があった場合は、減点が望ましい。ただし、加点要素を説明できる場合は、これにこだわらない。

②「法令遵守等」の評定

本庁指名委員会の処分内容に応じて、考査項目別運用表に従い、「－20点から－5点」とする。
本庁指名委員会の処分がない場合でも、以下の場合に「－3点」とする。

ア. 工事関係者事故の場合

労働基準監督署に、事故発生を届け出た結果、下記の報告書の提出を求められた場合。

事故報告書〔様式第22号（労働安全衛生規則第96条）〕

労働者死傷病報告書〔様式第23号又は様式第24号（労働安全衛生規則第97条）〕

（軽易と思われる事故でも、労働基準監督署に届け出るよう、受注者を指導されたい。）

ただし、受注者の現場管理に問題が無く、明らかに被災者の原因による事故又はもらい事故の場合は除く。

また、労働基準監督署の所管外となる会社経営者等の工事現場での事故の場合も、事故の程度が上記に相当する場合は減点の対象とする。

イ. 公衆災害の場合

安全管理の措置が不適切であったために、第三者が死傷した場合。（怪我の程度にかかわらず減点の対象とする。）

ただし、受注者の現場管理に問題が無く、明らかに被災者の故意又は不注意による事故は除く。

又は、施設の破損等により、複数の第三者に影響を与えた場合。

(参考) 「法令遵守等」の考査項目別運用表には、減点の対象として「重大な損害を与えた公衆災害」とあるため、「個人宅の水道管を破損した」、「停車中の車両に傷付けた」等、個人に対する物損事故は減点の対象外とした。

3. 第三次評定者

検査員については、安全対策の評価項目がないので、減点対象とはならない。